中学校 支援金について

福山市就学援助(福山市に住所を有する、もしくは居住している世帯対象)

経済的な理由により就学困難と認められる生徒に、就学に必要な費用の援助が行われます。

1)要件

以下のいずれかに該当する場合

- ①生活保護法にもとづく保護の停止又は廃止をされた
- ②児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けた
- ③市町村民税、個人の事業税又は固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険税、 生活福祉資金の貸付の徴収猶予・減免等を受けた
- ④世帯の所得が教育委員会が定める基準額以下である
- ⑤その他(災害等)の理由により経済的に困っている

2)支給内容

項目 支給金額(年額) 支給内容 支給時	持期
入学準備費 1年生 60,000円 新入生・4月認定者のみ 7月	
学用品費 1年生 34,730円 学用品費·通学用品費 3期分割	支給
2・3年生 37,000円 オンライン学習通信費 7・10・	2月
校外活動費 宿泊なし 2,310円 校外活動・学校行事 実施	後
宿泊あり 6,210円 (クラブ活動は含まない)	
修学旅行費 2年生 75,000円 研修旅行 実施	後
医療費 実費 学校健康診断・相談等で発見 治療	後
された疾病・治療費	
(う歯・結膜炎・中耳炎等特定の疾患)	

※支給金額はR4年度の内容です。

福山市以外に住所を有する方は、各市区町村へお問い合わせください。

